

中小企業緊急雇用安定助成金

1 概要

景気の変動、産業構造の変化などの経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業、教育訓練又は出向により、労働者の雇用の維持を図る場合、その賃金等の一部を助成します。

2 内容

(1) 支給の主な要件

- ① 売上高又は生産量の最近3か月の月平均値がその直前3か月又は前年同期に比べ5%以上減少していること（ただし前期決算等の経常損益が赤字であれば5%未満の減少でも可）
- ② 所定労働日の全1日にわたる休業、教育訓練であること。
- ③ 所定労働時間内に対象被保険者毎に1時間以上行われる休業。（特例短時間休業）
- ④ 知識又は技能を有する講師により行われる教育訓練であること。
- ⑤ 3か月以上1年以内の出向であること。

(2) 支給額

休業等（休業及び教育訓練）	出向
厚生労働大臣が定める方法により算定した額（1人1日）×下記の助成率 教育訓練は上記に加えて訓練費として、 1人1日あたり6,000円	出向元事業主の 負担額×下記の助成率
4/5	4/5

解雇等を行わない場合は9/10の助成率

障害者の休業、出向については9/10の助成率

3 問い合わせ先

詳しくは、最寄りのハローワーク又は秋田労働局職業安定部にお尋ねください。